

亀山市公告第96号

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年亀山市条例第34号）第5条の規定により、平成29年度公共下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、同条の規定により次のとおり公告する。

平成28年12月28日

亀山市長 櫻井 義之

住山町字葛城、住山町字東野、住山町字安ノ山、住山町字江ケ野山、住山町字堤ケ谷、住山町字うとう谷、住山町字今渡、上野町、和田町字南之口、川合町字作千代治、川合町字里沢、みずほ台、能褒野町字能褒野、布気町字角垣戸、布気町字日原、関町新所字権多羅、関町木崎字舟外、関町木崎字鍾鑄場及び関町木崎字山ヶ鼻のうち公共下水道が使用できる区域